国 総 海 第 40 号
令和元年 12 月 18 日

（一社）日本舶用工業会　専務理事　殿

国土交通省　総合政策局海洋政策課長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第 48 号）の施行について（通知）

海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）附属書 VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）において、船舶からの硫黄酸化物（SOx）等の放出削減を目的に燃料油中の硫黄の含有率の上限の基準を規制しており、我が国でも海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）（以下「海防法」という。）において規制しています。

今般、MARPOL 条約附属書 VI 第 18.2 規則に基づき海防法第 19 条の 21 第 3 項及び第 4 項で規定されている「基準に適合する燃料油を入手できなかった場合に取るべき措置」等について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号）（以下「海防法施行規則」という。）第 12 条の 17 の 6 の 3 及び第 12 条の 17 の 6 の 4 において定め、併せて別紙のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

（本件に関する連絡先）
国土交通省総合政策局海洋政策課　堀之内
TEL：03-5253-8266（直通）
メールアドレス：horinouchi-t2pt@mlit.go.jp

（一社）日本舶用工業会
受付
'1 12.20
391

別紙

基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置及び通報について

1. 概要

2020 年(令和 2 年)1 月 1 日以降、硫黄分の含有率が 0.5%以下である舶用燃料油を使用することが義務づけられます。当該規制の実施に向けて、世界各地の国及び港において基準に適合した舶用燃料油(以下「基準適合燃料油」という。)の供給に係る準備が実施されているものの、万が一、基準適合燃料油が入手できない状況が発生した場合に、船舶を航海の用に供することが出来なくなり、経済活動を阻害される恐れがあります。

そのような事態を回避するために、国際海事機関(IMO)は MARPOL 条約附属書 VI 第 18.2 規則において、基準適合燃料油が入手できなかった場合、MARPOL 条約附属書 VI の締約国は、当該燃料油の代替の購入先を発見しようとしたこと、及び当該燃料油を利用するための最善の努力にもかかわらず当該燃料油を購入することができなかったことに関して証拠を提供することを要求できる旨規定されています。その場合、同附属書第 18.2.4 規則及び 18.2.5 規則において、船舶は、自国の主管庁及び関係する港の所管当局に対し、基準適合燃料油が入手不可能であることを通報すること、及び、締約国は IMO に基準適合燃料油の入手が不可能であることを通報することが要求されております。本制度は当該条約規定に基づいて定められるものです。

本制度は、外的要因により入手できない事態が発生し、基準適合燃料油を入手するため最善を尽くしたにも関わらず入手できなかった場合の緊急避難的措置であり、基準適合燃料油の使用免除を目的として定めるものではありません。制度の趣旨を理解し、適切な基準適合燃料油を入手してください。

2 基準適合燃料油を入手できなかった場合においてとるべき措置及び通報の流れと留意点

(1)基準適合燃料油を入手できなかった場合とみなされる例/みなされない例

「基準適合燃料油を入手できなかった場合」とは、入手先として予定していた場所で複数の事業者からの入手の試み、または寄港を予定している航路上での複数の事業者からの入手の試みを行ってもなお、入手ができない場合を指します。

一方、例えば以下の場合においては基準適合燃料油を入手できなかった場合とはみなされず、本制度は適用されません。

- 複数の供給業者への入手の試みが行われた記録がない
- 本船が通常使用しているものとは異なる基準適合燃料油であれば入手可能(例えば、基準適合燃料油である低硫黄 C 重油は入手できないが、低硫黄 A 重油や軽油など、自船において使用できる他の種類の基準適合燃料油は入手できる場合)

- 購入を希望する全量販売はされないが、基準適合燃料油を入手できる次の停泊地までの量であれば販売される場合
- 基準に適合しない舶用燃料油（以下「基準不適合燃料油」という。）のほうが安価である等の経済的理由により基準適合燃料油を入手しない場合

（2）とるべき措置及び通報を行うまでの流れ（図1のフローをご参照ください。）

基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置及び通報を行うまでの流れにおける留意点は以下のとおりです。

i) 入手を予定していた場所で基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置（図1①関連）

運航の遅延や航路の変更を生じない範囲において、以下に掲げる試みを実施することが求められます。

○ 燃料入手を予定していた港、航路上の別の港等での基準適合燃料油の入手の試み

入手を予定していた港で別の燃料油供給者から入手しようと試みることだけでなく、航路上の別の港等での入手を試みることが必要です。

○ 基準適合燃料油を使用するための措置の試み

入手可能な基準適合燃料油を使用すると機関等に故障その他の異常が生じるおそれがある場合、当該燃料油を使用できるような工夫を施すこと、またはそういった工夫を施すことが可能か検討することが必要です。

例えば、燃料油の動粘度が低く、機関への使用に適さない場合、燃料油の加熱調整や清浄機の調節板の変更、運航に支障をきたさない範囲での部品の交換等が該当します。なお、ほとんどの船舶は、部品交換を行うことなく、重油、MGO 等を使用した運航が可能です。

ii) 基準不適合燃料油を購入する場合の手続き （図1③関連）

上記のとるべき措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できないため、やむを得ず基準不適合燃料油を購入する場合には、以下の手続きが必要となります。

国内の重油販売事業者から基準不適合燃料油を購入する場合は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）（以下「品確法」という。）の規定に基づき、海防法において地方運輸局長宛てに提出する書類（入手不可時の通報の様式もしくは海防法施行規則に規定されている通報事項を記載した書類及び証拠書類：下記（2）を参照）を提示する必要があります。

基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置を講じていない場合や、適切な通報を行っていない場合は、違反となりますので、ご注意ください。

※ 外国で基準不適合燃料油を搭載する場合、燃料の搭載に関する手続きは当該港を管轄する国の法令に基づき行ってください。

図1の燃料の搭載に関する手続きは、日本で基準不適合燃料油を搭載する場合の品確法に基づく手続きを示したものです。

通報を行うことにより搭載が認められる基準不適合燃料油の量は、次の港までの航行に必要な燃料油に、気象・海象等を考慮した必要最小限の予備の燃料油を加えた量に限られます（次の港で基準適合燃料油を搭載できない場合、搭載が可能となる直近の港までの基準不適合燃料油の量）。

基準不適合燃料油を搭載した後は、通報に記載した計画等に従い、速やかに基準適合燃料油を入手してください。

（3）通報の実施方法（図1④関連）

i) 通報様式

別添の様式を参考にし、メールもしくは FAX（可能な限りメール）にて通報を行ってください。

ii) 記載言語

国際航海に従事する船舶にあっては英語、国際航海に従事しない船舶にあっては日本語又は英語で記載してください。

iii) 基準適合燃料油を入手できないことを証する書類

入手の試み等とるべき措置として実施した内容や相手先、日時がわかる書類（燃料油供給者とのやりとりした記録等（電子メール・FAX の写し等））を準備してください。

iv) 通報先

○日本籍船の場合

・国内で搭載した日本籍船は、搭載した場所を管轄する以下の地方運輸局の窓口に通報を行ってください。

・外国で搭載した日本籍船は、関東運輸局に通報を行ってください。

地方運輸局	担当部局	メールアドレス・FAX 番号
北海道運輸局	海上安全環境部 船舶安全環境課	hqt-fonar-hokkaido@gxb.mlit.go.jp 011-290-1031
東北運輸局		hqt-fonar-tohoku@gxb.mlit.go.jp 022-299-8884

関東運輸局	海上安全環境部 船舶安全環境課 （北陸信越運輸局においては 海事部船舶安全環境課）	hqt-fonar-kanto@gxb.mlit.go.jp 045-201-8794
北陸信越運輸局		hqt-fonar-hokushin@gxb.mlit.go.jp 025-285-9176
中部運輸局		hqt-fonar-chubu@gxb.mlit.go.jp 052-952-8083
近畿運輸局		hqt-fonar-kinki@gxb.mlit.go.jp 06-6949-5203
神戸運輸監理部		hqt-fonar-kobe@gxb.mlit.go.jp 078-321-0966
中国運輸局		hqt-fonar-chugoku@gxb.mlit.go.jp 082-228-3468
四国運輸局		hqt-fonar-shikoku@gxb.mlit.go.jp 087-811-9099
九州運輸局		hqt-fonar-kyusyu@gxb.mlit.go.jp 092-472-3305
沖縄総合事務局	運輸部　船舶船員課	hqt-fonar-okinawa@gxb.mlit.go.jp 098-860-2236

○外国籍船の場合

・入港しようとする港もしくは係留しようとしている係留施設を管轄する地方運輸局の窓口に通報を行ってください。

地方運輸局	担当部局	メールアドレス・FAX 番号
北海道運輸局	外国船舶監督官 (PSC 官)	PSC hokkaido@mopera.net 011-290-1031
東北運輸局		sendaishiogama@mopera.net 022-299-8884
関東運輸局		pscykhm@maple.ocn.ne.jp 045-201-8794
北陸信越運輸局		hokushin-psc@mopera.net 025-285-9177
中部運輸局		pscngy@aqua.ocn.ne.jp 052-952-8054
近畿運輸局		kkt-ko-kantoku@gxb.mlit.go.jp 06-6949-5203

神戸運輸監理部	外国船舶監督官 (PSC 官)	psckb@pearl.ocn.ne.jp 078-321-0966
中国運輸局		pschrsm@lime.ocn.ne.jp 082-228-3468
四国運輸局		psctkmt@lime.ocn.ne.jp 087-802-6835
九州運輸局		hkt-psc@sage.ocn.ne.jp 092-472-3305
沖縄総合事務局		pscokinawa.d1z@ogb.cao.go.jp 098-860-2236

なお、MARPOL 条約では、本通報は、旗国及び次に寄港する港を管轄する国の主管庁に行うこととされています。次の寄港地が本邦外である場合、寄港地を管轄する国の法令に基づき、当該国の当局にも通報することが求められることに留意してください。

3 その他留意事項

2020 年(令和 2 年)1 月 1 日以降、下記①～④に該当する場合を除き、含有硫黄分が 0.5%を超える高硫黄燃料油を燃料タンクに搭載し使用することがないよう、適切な燃料油を搭載・使用してください。

① 基準適合燃料油を利用するための最善の努力をしたにも関わらず当該燃料を購入・使用できない場合(本制度が適用される場合)

② 硫黄酸化物放出低減装置(いわゆるスクラバー)を搭載し、検査に合格し適切に使用している場合

③ 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であって、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて行う場合

④ 以下のいずれかに該当する場合
- 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 船舶の損傷その他やむを得ない原因(※)により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとったとき

※「船舶の損傷その他やむを得ない原因」にはスクラバー等の機器の故障も含まれます。

なお、本制度は国内の法令に従って定められるものであり、外国の港で同様な事態が発生し、基準不適合燃料油を搭載しようとする場合は、当該港を管轄する国の法令に従い、適切に対応してください。

別添

燃料油入手不可能報告書
FUEL OIL NON-AVAILABILITY REPORT (FONAR)

注記:
Note:

1　この報告書は、海洋汚染防止条約(以下「MARPOL 条約」という)附属書 VI 第 18.2.4 規則に基づき、旗国主管庁及び目的地の港を管轄する国の責任ある当局に提出される。この報告書は船舶/運航者が基準適合燃料油を入手できないことが明らかになったらただちに、また、望ましくは基準適合燃料油が入手できない港/ターミナルを離れる前に提出されなくてはならない。この報告書の写しは検査のために 36 か月の間、船上で保管されなければならない。

1　This report is to be sent to the flag Administration and to the competent authorities in the relevant port(s) of destination in accordance with regulation 18.2.4 of MARPOL Annex VI. The report shall be sent as soon as it is determined that the ship/operator will be unable to procure compliant fuel oil and preferably before the ship leaves the port/terminal where compliant fuel cannot be obtained. A copy of the FONAR should be kept on board for inspection for at least 36 months.

2　この報告書は、MARPOL 条約附属書 VI 第 14.1 規則または第 14.4 規則で規定される基準に適合する燃料を船舶が入手できないことを証するために用いられなければならない。

2　This report should be used to provide evidence if a ship is unable to obtain fuel oil compliant with the provisions stipulated in regulations 14.1 or 14.4 of MARPOL Annex VI.

3　この報告書を記入する前に、船舶/運航者は以下の各点を踏まえること

3　Before filing a FONAR, the following should be observed by the ship/operator:

3.1　燃料油入手不可能報告書は規制の適用除外ではない。MARPOL 条約附属書 VI 第 18.2 規則により、提供された情報を精査し、適切に措置を講じることは、締約国が自国の管轄当局を通じて果たすべき責任である。

3.1　A fuel oil non-availability report is not an exemption. According to regulation 18.2 of MARPOL Annex VI, it is the responsibility of the Party of the destination port, through its competent authority, to scrutinize the information provided and take action, as appropriate.

3.2　入手不可能であることが不当に、及び/又は、繰り返し申し立てられる場合、当該締約国は燃料油入手不可能の通報に関する追加文書の提出および裏付けを要求することができる。船舶/運航者は港湾停泊中に、より広範囲に及ぶ検査または検証の対象となる可能性もある。

3.2　In the case of insufficiently supported and/or repeated claims of non-availability, the Party may require additional documentation and substantiation of fuel oil non-availability claims. The ship/operator may also be subject to more extensive inspections or examinations while in port.

3.3　船舶／運用者は、バンカー納入を計画する際、物流条件および／またはターミナル／港湾の方針について、適合燃料を入手するために港湾またはターミナル内で係留場所または投錨場所を変更せざるを得ない状況を含め、説明することを期待される。

3.3 Ships/operators are expected to take into account logistical conditions and/or terminal/port policies when planning bunkering, including but not limited to having to change berth or anchor within a port or terminal in order to obtain compliant fuel.

3.4 船舶／運用者は、合理的に可能な限り、ISO 8217 の要件を満たす商業的に入手可能な燃料油（粘度が異なり、硫黄分含有率が 0.50%以下の燃料（異なる潤滑油が必要）を含むがこれらに限られない）のほか、加熱および／または他の処理を船上で行う必要のある燃料についても準備を整えることを期待される。

3.4 Ships/operators are expected to prepare as far as reasonably practicable to be able to operate on compliant fuel oils. This could include, but is not limited to, fuel oils with different viscosity and different sulphur content not exceeding regulatory requirements (requiring different lube oils) as well as requiring heating and/or other treatment on board.

1 船の詳細 Particulars of ship

1.1 船名 Name of ship:

1.2 IMO 番号 IMO Number:

1.3 船籍国 Flag:

1.4 （他の関連登録番号がある場合は、ここに記載すること）
(if other relevant registration number is available, enter here):

---

2 当該船舶の航海計画の概要 Description of ship's voyage plan

2.1 外航船にあっては「次に入港予定の国（以下 X 国とする。）」の水域（および該当する場合は排出規制海域（ECA））へ入域する際の、内航船にあっては「次に入港する予定の港（以下 X 港とする。）」に入港する際の、当該船舶の航海計画の概要（可能であれば航海計画の写しを添付すること）

Oceangoing ships provide a description of the ship's voyage plan in place at the time of entry into "country X" waters (and ECA, if applicable) ,coastal ships provide one in place at the time of entry into "port X" (Attach copy of plan if available):

2.2 航海の詳細 Details of voyage:

1 直前の出発港 Last port of departure:

2 :「X 国」の最初の到着港又は「X 港」 First port of arrival in "country X" or “port X”

3 直前の出発港からの出航日（年、月、日） Date of departure from last port (dd-mm-yyyy):

4 「X 国」もしくは「X 港」への到着日（年、月、日） Date of arrival at first "country X" or “port X”(dd-mm-yyyy):

5 船舶が最初に「X 国」海域（および該当する場合は ECA）を通航する、もしくは「X 港」に入港する、という通知を受けた日付（年、月、日）（※会社等から「X 国」に向かうよう指示を受けた日付を記入してください。）
Date ship first received notice that it would be transiting in "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X” (dd-mm-yyyy):

6 5 の時点での船舶の位置 Ship's location at the time of notice:

7 船舶の運航者が予定している、「X 国」の水域（および該当する場合は ECA）もしくは「X 港」に入る日付（年、月、日）
Date ship operator expects to enter "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X”(dd-mm-yyyy):

8 船舶運航者が予定している、「X 国」の水域（および該当する場合は ECA）もしくは「X 港」に入る時刻（時、分（協定世界時（UTC））
Time ship operator expects to enter "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X”(hh:mm UTC):

9 船舶運航者が予定している、「X 国」の水域（および該当する場合は ECA）もしくは「X 港」から出る日付（年、月、日）
Date ship operator expects to exit "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X”(dd-mm-yyyy):

10 船舶運航者が予定している、「X国」の水域（および該当する場合はECA）もしくは「X港」から出る時刻（時、分（協定標準時（UTC））（※内航船の場合は日本標準時（JST）で記入することも可能ですが、日本標準時で記載したことを明記してください。）
Time ship operator expects to exit "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X” (hh:mm UTC):

---

11 船舶の主機が「X 国」の水域（および該当する場合は ECA）もしくは「X 港」で稼働する予定の日数
Projected days ship's main propulsion engines will be in operation within "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X”:

---

12 「X国」の水域（および該当する場合はECA）もしくは「X港」で運航する際に使用される燃料油の硫黄分濃度
Sulphur content of fuel oil in use when entering and operating in "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X”:

---

3 基準適合燃料油の入手を試みた証拠 Evidence of attempts to purchase compliant fuel oil
3.1 「X国」の水域（および該当する場合はECA）もしくは「X港」に入る前に基準適合燃料油入手のために取った行動（代替燃料油供給者への問い合わせ等すべての試みについて記述すること）と、基準適合燃料油を入手できなかった理由の説明
Provide a description of actions taken to attempt to achieve compliance prior to entering "country X" waters (and ECA, if applicable) or “port X”, including a description of all attempts that were made to locate alternative sources of compliant fuel oil, and a description of the reason why compliant fuel oil was not available:

3.2 連絡をとった燃料油供給者の名前と電子メールアドレス、住所と電話番号と連絡日（年、月、日）
Name and email address of suppliers contacted, address and phone number and date of contact (dd-mm-yyyy):

3.3 燃料油供給者との連絡内容のコピーの添付（燃料供給者との電子メール等）
Please attach copies of communication with suppliers (e.g. emails to and from suppliers)

3.4 基準不適合燃料油を供給した燃料油供給者の名前と電子メールアドレス、住所と電話番号

Name and email address, address and phone number of a supplier which provided non-compliant fuel oil:

---

4 基準適合燃料油を入手できることになっていたにもかかわらず、供給者の都合等で突然入手が不可能となってしまった場合のみ記入

In case of fuel oil supply disruption only

4.1 基準適合燃料油を入手予定だった港の名前

Name of port at which ship was scheduled to receive compliant fuel oil:

4.2 入手を予定していた燃料油供給者の名前、E メールアドレスと電話番号

Name, email address, and phone number of the fuel oil supplier that was scheduled to deliver (and now reporting the non-availability):

---

5 故障が生じるおそれがある場合のみ記入 Operation constraints, if applicable

5.1 入手可能な基準適合燃料油の使用が運航や安全の問題を生じるおそれがあるため基準不適合燃料油を使用する場合、当該懸念を示す書類を添付すること

If non-compliant fuel has been bunkered due to concerns that the quality of the compliant fuel available would cause operational or safety problems on board the ships, the concerns should be thoroughly documented.

5.2 当該港で入手可能な基準適合燃料油を使用することができない運航上の制約

Describe any operational constraints that prevented use of compliant fuel oil available at port:

5.3 基準適合燃料油の使用を可能にするために実施した、または実施するべき作業の手順

Specify steps taken, or to be taken, to resolve these operational constraints that will enable compliant fuel use:

---

6 基準適合燃料油を入手するための計画 Plans to obtain compliant fuel oil

6.1 「X 国」の最初の寄港地もしくは「X 港」での基準適合燃料油の入手可能性と入手するための計画

Describe availability of compliant fuel oil at the first port-of-call in "country X" or “port X”, and plans to obtain it:

6.2 「X 国」の最初の寄港地もしくは「X 港」で基準適合燃料油が入手できない場合、次の寄港地で入手可能な燃料油の最低硫黄分濃度または入手可能な燃料油の最低硫黄分濃度の一覧表
If compliant fuel oil is not available at the first port-of-call in "country X" or "port X", list the lowest sulphur content of available fuel oil(s) or the lowest sulphur content of available fuel oil at the next port-of-call:

7 過去の通報 Previous Fuel Oil Non-Availability Reports

7.1 船舶所有者又は船舶運航者が過去 1 年間に「X 国」(内航船の場合日本)へ通報を提出している場合、過去に提出した当該通報の一覧と、基準不適合燃料を使用して寄港した港と日付を含む以下の事項
If shipowner/operator has submitted a Fuel Oil Non-Availability Report to "country X"(shipowner/operator of coastal ships have submit to Japan) in the previous 12 months, list the number of Fuel Oil Non-Availability Reports previously submitted and provide details on the dates and ports visited while using non-compliant fuel oil, as set out below:
過去の通報 Report:

日付(年、月、日) Date (dd-mm-yyyy):

港 Port:

燃料の種類 Type of fuel:

備考 Comments:

8 船長または会社の情報 Master/Company information

船長の氏名 Master name:

「X 国」の現地代理店 Local agent in "country X"(※外航船のみ記入してください):

船舶運航者名 Ship operator name:

船舶所有者名　Shipowner name:

船舶職員の氏名および役職　Name and position of official:

電子メールアドレス　Email address:

会社の住所（番地、都市名、国名、郵便番号）　Address (street, city, country, postal/zip code):

電話番号　Telephone number:

船長の署名　Signature of Master:
氏名（楷書）　Print name:

日付（年、月、日）　Date (dd-mm-yyyy):

基準適合油が入手できない場合における措置・通報の流れ

図 1

A港

B港で基準適合油を予定していた者より入手できない状況が発覚

B港
入港

B港
出港

船舶（外航・内航）

①とるべき措置

当該船舶の運航の遅延や航路の変更を生じない範囲において、以下に掲げる全ての試みを実施。

- 燃料入手を予定していた港、航路上の別の港での基準適合油の入手の試み
- 基準適合油を入手できるが使用する際に船舶の機関等の故障のおそれがある場合、それらを解消するための措置の試み

②通報等の準備

上記①の試みを実施したことを示す書類の準備

③基準適合油の入手が不可能であることを示す書類の提示

✓ 提示資料：

①の試みを実施したことを示す関係書類※

✓ 手段：メール、FAX、手交等

✓ 時期：入港後

※ 主管庁への通報書の様式を使用することも可能

●基準不適合油を供給

✓ 燃料油供給証明書(Bunker Delivery Note)※

✓ 試料※

※国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶

④基準適合油の入手不可に係る通報

提出先

(1) 旗国

(2) 次港を管轄する国の主管庁(次港が海外の場合)

✓ 提出資料：
・主管庁への通報書（通報内容を裏付ける資料）

✓ 手段：メール、FAX、書面の郵送・手交等

✓ 時期：基準不適合油を使用する前（海外から国内に入港する外国籍船の場合は、基準不適合油を使用して本邦に入港する前）

重油販売事業者

●品確法省令に基づき、以下について確認
- 海防法省令に基づく入手の試み（①）等

※外国で基準不適合油を搭載する場合、当該港を管轄する国の法令に基づき搭載に関する手続き（③）を行ってください。

日本籍船が海外の港で基準不適合油を入手し、使用する場合	関東運輸局（船舶安全環境課）
外国籍船が海外の港で基準不適合油を入手し、日本国内の港に入港等するする場合	入港しようとする港を管轄する地方運輸局（PSC官）
日本籍船が国内の港で基準不適合油を入手し、使用する場合	基準不適合油を入手した港を管轄する地方運輸局（船舶安全環境課、船舶船員課（沖縄総合事務局））

船舶側実施事項

石油供給側実施事項

令和元年 12 月 18 日
総　合　政　策　局
海　洋　政　策　課

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

硫黄酸化物（SOx）等による人の健康や環境への悪影響の防止のため、国際海事機関（IMO）では 2008 年に海洋汚染防止条約を改正し、2020 年（令和 2 年）1 月 1 日より、指定海域（北米海域、米国カリブ海海域、北海、バルト海海域）を除く全ての海域を航行する船舶は、硫黄の含有率が 0.5%以下の燃料油を使用しなければならないこととされた。

また、同条約では、当該基準に適合する燃料油（基準適合燃料油）の入手を予定していた場所において入手できなかった場合であって、とるべき措置を講じてもなおこれを入手できなかった場合は、硫黄の含有率の上限規制の適用を免除されるとともに、自国及び寄港国の主管庁に通報することが規定されている。我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）においてこれらの規定を担保するとともに、上述のとるべき措置の内容等については国土交通省令で定めることとされている。

このため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則を改正し、基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置等を定める必要がある。

2. 改正の概要

①海防法第 19 条の 21 第 3 項に規定する「基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき措置」として、運航の遅延を生じない範囲での当該燃料油入手の試み等を定める。

②海防法第 19 条の 21 第 4 項に規定する「通報」の内容として、船舶の名称や航海計画、当該燃料油を入手できなかった理由等について、地方運輸局長に対し行うこと等を定める。

③その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公　布：令和元年 12 月中旬
施　行：公布の日

○国土交通省令第　　号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第三項及び第四項並びに第五十三条第一項の規定に基づき、並びに同法第十九条の二十一第四項の規定を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年　　月　　日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置） 第十二条の十七の六の三　法第十九条の二十一第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。 一　船舶の運航の遅延及び航路の変更を生じない範囲内で、入手を予定していた場所以外の場所において、入手が予定されていた基準適合燃料油を供給しようとしていた燃料油供給者及びそれ以外の燃料油供給者から基準適合燃料油の入手を試みること。 二　船舶の運航の遅延及び航路の変更を生じない範囲内で、基準適合燃料油（その使用により船舶の機関等に故障その他の異常を発生させるおそれがあるものに限る。）を入手できる場合にあつては、当該基準適合燃料油を使用するための措置を講ずることを試みること。 三　前二号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により基準適合燃料油を入手できなかつたと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認める場合にあつては、当該地方運輸局長が必要と認める措置を講ずること。 （基準不適合燃料油を使用する場合における通報） 第十二条の十七の六の四　法第十九条の二十一第四項の規定により日本船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。以下この条において同じ。）が行う通報は、次に掲げる事項（引かれ船等にあつては、第六号に掲げる事項を除く。）について、基準適合燃料油以外の燃料油（以下「基準不適合燃料油」という。）を使用する前に、基準不適合燃料油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、関東運輸局長）に対して行うものとする。 一　船舶の名称	（新設） （新設）

二　国際海事機関船舶識別番号
三　船舶の国籍
四　船舶所有者の氏名又は名称
五　船舶の運航者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先
六　船長の氏名
七　船長の代理人の氏名又は名称
八　航海計画
九　基準適合燃料油を入手できなかつた理由
十　前条各号に掲げる措置の内容
十一　次に掲げる者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先
イ　入手が予定されていた基準適合燃料油を供給しようとしていた燃料油供給者
ロ　イに掲げる燃料油供給者以外の燃料油供給者であつて、前条第一号に掲げる措置を講ずるために連絡をとつたもの
十二　当該基準不適合燃料油を供給した者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先
十三　当該基準不適合燃料油の硫黄分濃度
十四　基準適合燃料油を入手するための計画
十五　過去の通報の内容及び当該通報の際に搭載した燃料油の種類（過去一年以内に行った通報に係るものに限る。）
十六　通報者の氏名及び職名
十七　その他国土交通大臣が定める事項

2　法第十九条の二十一第四項の規定により外国船舶の船長が行う通報は、前項各号（第十二号を除く。）に掲げる事項（引かれ船等にあつては、前項第六号に掲げる事項を除く。）について、基準不適合燃料油を使用する前に、入港をしようとする港又は利用しようとする沿岸の係留施設の所在地を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、当該港に入港をし、又は当該係留施設を利用する前に、これらの所在地を管轄する地方運輸局長）に対して行うものとする。

3　法第十九条の二十一第四項の規定による通報には、前条各号に掲げる措置に係る記録を添えなければならない。

4　法第十九条の二十一第四項の規定による通報を行った船長は、当該通報に係る記録を当該通報の日から三年間船内に保存しなければならない。

（硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

第十二条の十七の六の五　法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準不適合燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3　（略）

第十二条の十七の六の六・第十二条の十七の六の七　（略）

（承認証の再交付）

第十二条の十七の六の八　第十二条の十七の六の六第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2　（略）

3　第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の六第一項の承認証（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4　第十二条の十七の六の六第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

（承認証の返納）

（硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

第十二条の十七の六の三　法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3　（略）

第十二条の十七の六の四・第十二条の十七の六の五　（略）

（承認証の再交付）

第十二条の十七の六の六　第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2　（略）

3　第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の四第一項の承認証（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4　第十二条の十七の六の四第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

（承認証の返納）

第十二条の十七の六の九　第十二条の十七の六の六第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二　（略）

第十二条の十七の六の十・第十二条の十七の六の十一　（略）

（権限の委任）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	
一　法第十九条の二十一第四項に規定する権限	1　日本船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）が通報する場合にあつては、基準不適合燃料油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、関東運輸局長） 地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

第十二条の十七の六の七　第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二　（略）

第十二条の十七の六の八・十二条の十七の六の九　（略）

（権限の委任）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	
（新設）	（新設） 地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

二十～三十八	2　外国船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）が通報する場合にあつては、入港をしようとする本邦の港又は利用しようとする本邦の沿岸の係留施設の所在地を管轄する地方運輸局長 （略）

4　（略）

5　第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第二号及び第五号の上欄に掲げるもの並びに同表第六号及び第八号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉砕装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6～9　（略）

第1号の13様式（第12条の17の6の5関係）

承認申請書

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

二十～三十七	（略）

4　（略）

5　第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの並びに同表第五号及び第七号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉砕装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6～9　（略）

第1号の13様式（第12条の17の6の3関係）

承認申請書

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

第１号の14様式（第12条の17の６の６関係） 承認証 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の６第１項の規定により、交付する。 （略） 第１号の15様式（第12条の17の６の８関係） 承認証再交付申請書 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の８第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）	第１号の14様式（第12条の17の６の４関係） 承認証 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の４第１項の規定により、交付する。 （略） 第１号の15様式（第12条の17の６の６関係） 承認証再交付申請書 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の６第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案　参照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（燃料油の使用等）

第十九条の二十一　何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一～二　（略）

2　（略）

3　第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかつた場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国土交通省令で定める品質のものを除く。）の使用については、適用しない。

4　前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

5～6　（略）

（権限の委任）

第五十三条　この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

2　（略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年六月二十三日運輸省令第三十八号）（抄）

（硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

第十二条の十七の六の三　法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2～3　（略）

（権限の委任）

第四十一条

1～2　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長
一　法第十九条の二十一第五項に規定する権限	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）
二　法第三十条第三項並びに法第四十八条第二項及び第七項に規定する権限（港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者に関するものに限る。）	当該廃油処理事業に係る廃油処理施設の所在地（当該所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、主たる廃油処理設備の所在地）を管轄する地方運輸局長
三　法第四十条の二第二項、法第四十八条第五項及び第九項並びに法第四十九条の二に規定する権限（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関するものに限る。）	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
四　法第四十八条第一項及び第六項に規定する権限	当該有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地（以下この号及び第五項において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」）という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）
五　法第四十八条第四項（海洋施設（粉砕装置に限る。）又は航空機に関するものを除く。）及び法第四十八条第九項（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉砕装置に関するものを除く。）に規定する権限	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）
六　法第四十八条第五項（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関するものを除く。）及び第十項に規定する権限	当該船舶若しくは施設の所在地又は第三十三条の五第一項各号に掲げる場所（随伴船にあつては、その所在地）を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

七	法第四十九条の二に規定する権限（船舶、港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業並びに自家用廃油処理施設に関するものに限る。）	当該船舶所有者、船長その他油等の排出又は焼却その他の海洋の汚染又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者の所在地を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

4　（略）

5　第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの並びに同表第五号及び第七号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉砕装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6～9　（略）